

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の件を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

記

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記事項を専決処分する。

令和8年3月31日

国立市長 濱 崎 真 也

記

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国立市市税賦課徴収条例（昭和29年6月国立市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第16条中「、第73条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第73条の6第1項の申告書、」を削る。

第30条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第72条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第72条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第73条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第73条の3から第73条の8までを削る。

第73条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第73条の3とする。

第74条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条及び第77条を次のように改める。

（軽自動車税の徴収の方法）

第76条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

第77条 削除

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第72条第3項ただし書」を「第72条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2

項中「、附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とする。

附則第11条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第18条の10中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、

第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第19条の3から第19条の7までを削る。

附則第20条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第20条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第20条の3第3項第2号、第20条の4第3項第2号及び第21条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第21条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第22条第5項第2号、第25条第2項第2号及び第26条第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第26条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第26条の2の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項」を「及び第8条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。